

# 北海道自立支援協議会について

## 1 概要

障害者総合支援法第89条の3に基づき、北海道自立支援協議会を設置し、障がい者等への支援の体制の整備を図るための方策等について検討を行うとともに、平成22年4月に全面施行した北海道障がい者条例の目的のひとつである障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村の取組を効果的に支援する方策等について検討を行う。

### 障害者総合支援法(抜粋)

(協議会の設置)

**第八十九条の三** 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

## 2 設置目的

- ・ 地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を図るための方策等について協議する。
- ・ 北海道障がい者条例第22条に基づき作成した「地域づくりガイドライン」を活用しながら、市町村の相談支援体制づくり等の取組を効果的に支援する方策等について協議する。

## 3 概要等 (平成28年4月現在)

